

令和7年度

横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路用地測量調査（その4）業務

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

## 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和7年度横手西部農業水利事業石持川幹線排水路用地測量調査(その4)業務(以下「本業務」という。)に適用する。

- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記(I)用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書により実施する。  
なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所(別添位置図のとおり。)

- ① 石持川幹線排水路 秋田県横手市雄物川町今宿地内
- ② 皆瀬3号幹線用水路 秋田県横手市平鹿町浅舞地内

(2) 調査区域

【用地測量業務】

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査区域は、0.30haとする。

【用地調査業務】

- ① 建物等調査は、1戸とする。
- ② 地盤変動影響調査等の事前調査1箇所及び事後調査・算定1棟とする。

(障害物の伐除)

第3条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第4条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件の②とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第5条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

## 2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ①資本関係
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある。
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
  - ②人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

## 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

## 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

## 5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

## 6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 14 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

## 7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

## 8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

## 9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

## 第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第7条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三とする。
- (3) 縮尺は、500分の1を基本とする。

(貸与資料等)

第8条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

なお、貸与資料は完了検査時に一括返納しなければならない。

資 料 名	数 量	備 考
平成28年度 皆瀬3号幹線用水路蛭野地区用地測量業務	一 式	報告書等
令和元年度 石持川幹線排水路沼館地区用地測量調査業務	一 式	報告書等
令和元年度 皆瀬3号幹線用水路土井尻地区用地測量調査業務	一 式	報告書等
令和4年度 吉田幹線排水路用地測量調査業務	一 式	報告書等
令和4年度 石持川幹線排水路今宿地区用地測量調査(その3)業務	一 式	報告書等
その他必要な資料	一 式	

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

## 第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第9条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
<b>用地測量</b>		
<b>石持川幹線排水路</b>		
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査(耕地)	1 業務	
(3) 用地境界仮杭設置(耕地)	0.24ha	
(4) 境界点間測量(耕地)	0.24ha	
(5) 面積計算(耕地)	0.24ha	
(6) 用地平面図等作成(1/500)	0.24ha	
(7) 土地調書作成(耕地)	0.24ha	
(8) 測量の立会い経費	9 人	
<b>皆瀬3号幹線用水路</b>		
(1) 境界確認(耕地)	0.01ha	

(2) 土地境界確認書作成 (耕地)	0.01ha	
(3) 境界測量 (耕地)	0.01ha	
(4) 用地境界仮杭設置 (耕地)	0.06ha	
(5) 境界点間測量 (耕地)	0.06ha	
(6) 面積計算 (耕地)	0.06ha	
(7) 用地実測図作成 (1/500)	0.01ha	
(8) 用地平面図等作成 (1/500)	0.06ha	
(9) 土地調書作成 (耕地)	0.06ha	
(10) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
(11) 依頼書作成	0.01km	
(12) 協議書作成	0.01km	
(13) 測量の立会い経費	12 人	
<b>用地調査</b>		
<b>石持川幹線排水路</b>		
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 建物調査等 (現地踏査)	1 業務	
(3) 附帯工作物調査・算定 (住宅敷地A) (工場等敷地以外 150 m <sup>2</sup> 未満 当初調査 予備調査未了)	1 戸	
(4) 地盤変動影響調査等 (現地踏査)	1 業務	
(5) 事前調査 (工作物) (100 m <sup>2</sup> 未満)	1 箇所	
(6) 調査の立会い経費	2 人	
<b>皆瀬3号幹線用水路</b>		
(1) 地盤変動影響調査等 事後調査 (木造建物A) (70 m <sup>2</sup> 未満 内部調査を行う場合)	1 棟	
(2) 地盤変動影響調査等 算定 (木造建物) (70 m <sup>2</sup> 未満)	1 棟	
(3) 調査の立会い経費	1 人	

(指示事項)

第10条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 境界確認

- ①立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
- ②杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5 cm×4.5 cm×45 cmとする。杭は赤色で着色する。
- ③境界確認が完了した場合は、別途監督職員が指示する土地調査書を作成し提出するものとする。
- ④境界確認に伴う立会人の経費は、受注者の負担とする。

(2) 用地境界仮杭の設置

- ①工事平面図等に基づき使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
- ②杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5 cm×4.5 cm×45 cmとする。杭は黄色で着色する。
- ③用地境界仮杭の設置について立会いを行うものとし、同条(1)①及び④と同様とする。

(3) 面積計算

使用する用地について面積計算を行うものとする。

(4) 用地実測図作成

図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(5) 用地平面図作成

- ①用地平面図を基に、土地使用図、現況地形重図及び境界点番号図を作成する。
- ②上記①で作成した土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。
- ③図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(6) 土地調書作成

使用する用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(7) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。

(8) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

(9) 協議書の作成

境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。

## 第4章 成 果 物

(成果物等)

第11条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

なお、成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)は正副2部提出しなければならない。

成 果 物	数量・装丁等		
用地測量			
(1) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 土地境界立会確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原本	〃	〃
(3) 用地実測図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原図	〃	図面ボックス

(4) 用地平面図等 ①土地使用図 ②現況地形重図 ③境界点番号図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原図	〃	図面ボックス
(5) 土地調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原本	〃	〃
用地調査			
(1) 附帯工作物等調査 ①調査区域位置図 ②図面 ③調査書 ④写真集	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 物件調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
	原本	〃	〃
(3) 事前調査 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 事後調査・算定 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集 ⑦費用算定調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み

注 成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

- 2 成果物の提出先は、東北農政局平鹿平野農業水利事業所とする。

## 第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRISセンター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

## 第6章 業務管理

(業務管理)

第13条 情報共有システムの業務について

本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第7章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第14条 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局平鹿平野農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局平鹿平野農業水利事業所とする。

(1) 用地測量業務

第1回 業務に着手する前

第2回 業務の中間1回

第3回 成果物とりまとめの段階

(2) 用地調査業務

第1回 業務に着手する前

第2回 業務の中間1回

第3回 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、契約変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(契約変更)

第15条 業務請負契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

(1) 第9条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第10条に示す「指示事項」に変更が生じた場合

(3) 第11条に示す「成果物等」に変更が生じた場合

(4) 第14条に示す「管理技術者及び打合せ」に変更が生じた場合

(5) 履行期間の変更が生じた場合

(6) その他

なお、内容が軽微なものについては変更しない場合がある。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙

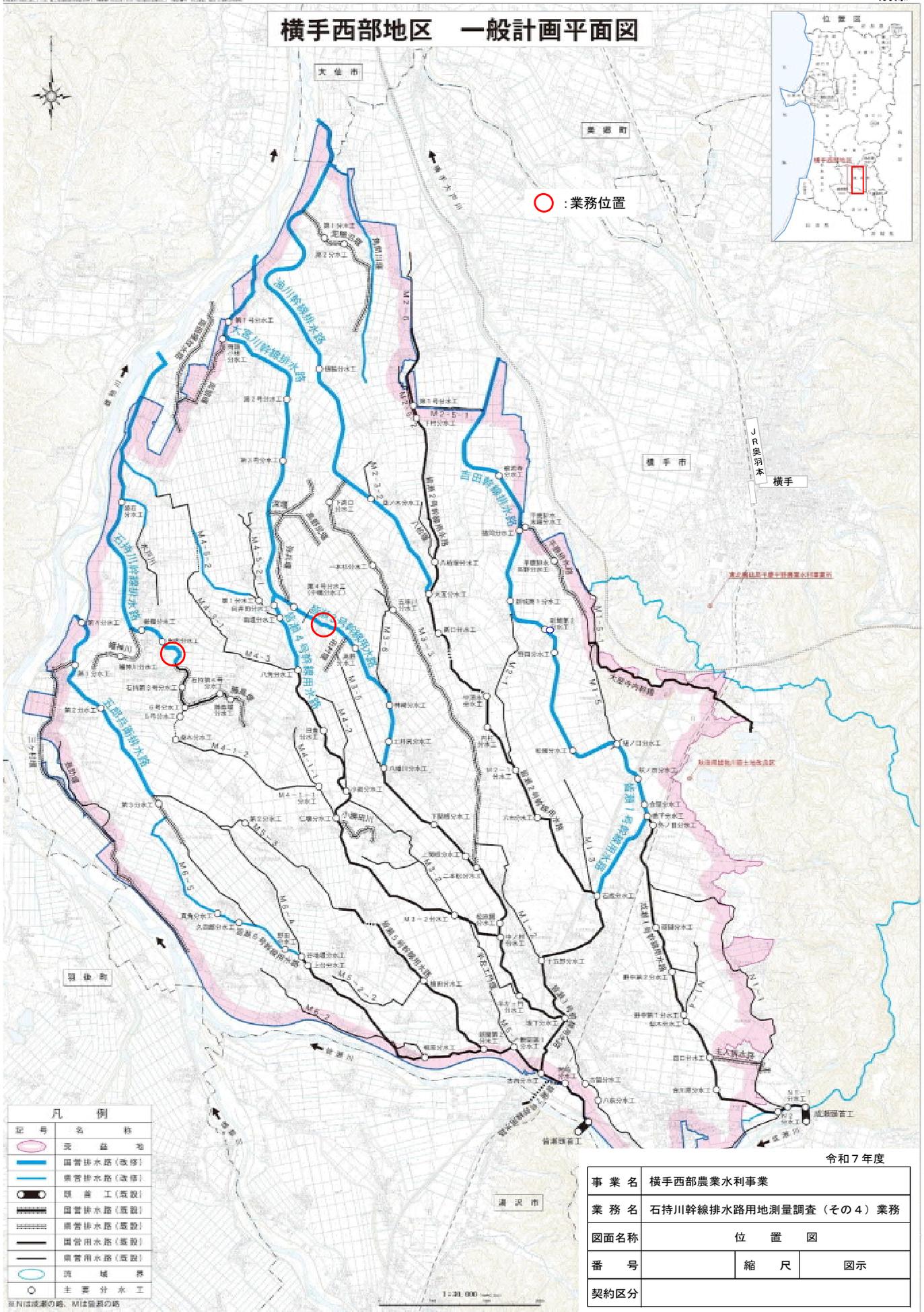
(割合)

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に一括計上の額を加えた額（万円未満切り捨て）に、100分の110を乗じて得た額に予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量業務を除く契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負業務にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

# 横手西部地区 一般計画平面図



○ : 業務位置

凡 例	
記号	名称
	受益地
	国管排水路(改修)
	県管排水路(改修)
	県管工(新設)
	国管排水路(既設)
	県管排水路(既設)
	国管用水路(既設)
	県管用水路(既設)
	流域界
	主要分水工

令和7年度

事業名	横手西部農業水利事業		
業務名	石持川幹線排水路用地測量調査(その4)業務		
図面名称	位置図		
番号	縮尺	図示	
契約区分			

※Nは成瀬の略、Mは管渠の略

1:30,000